

設 計 概 要 書

I 業務概要（業務別）

1. 業務名称

滋賀県立高等専門学校新築工事

設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象施設の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称	滋賀県立高等専門学校
(2) 敷地の場所	野洲市市三宅
(3) 施設用途	高等専門学校

3. 設計条件

(1) 敷地の条件

- (a) 敷地の面積
(b) 用途地域および地区の指定

36,570.00 m²
市街化調整区域

(2) 施設の条件

- (a) 施設の延べ面積
(b) 主要構造

19,500.00 m²
その他

具体的に 鉄骨造または鉄筋コンクリート造とする。

(c) 耐震安全性の分類

	体育館以外	体育館のみ
① 構造体	Ⅱ 類	Ⅱ 類
② 建築非構造部材	B 類	A 類
③ 建築設備	乙 類	乙 類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による。

(d) 建築物の類型

校舎棟	第 8	号第 2	類		第 2	類
実習工場	第 8	号第 2	類		第 2	類
実験室棟	第 8	号第 2	類		第 2	類
体育館	第 3	号第 1	類		第 1	類
食堂・売店	第 5	号第 1	類		第 1	類
学生寮	第 6	号第 1	類		第 1	類
図書・交流拠点施設	第 12	号第 2	類		第 2	類

建築物の類型は、平成31年国土交通省告示第98号別添二による。

(3) 建設の条件

- (a) 予定工事費
(b) 建設工期

12,850,000 千円（税込み）
令和8年5月頃 ～ 令和10年1月頃

4. 設計条件の資料

設計条件については、次の資料による。

- ・ 企画書
- ※ 基本設計書 滋賀県立高等専門学校施設整備基本計画
- ・ 指示事項書

	滋賀県立高等専門学校 工事内容 ○滋賀県立高等専門学校新築工事 鉄骨造または鉄筋コンクリート造（PC造を含む。）とする。 延べ床面積 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">校舎棟</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">11,800</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">m²程度</td> <td style="width: 30%;">地上3階建て</td> </tr> <tr> <td>実習工場</td> <td style="text-align: right;">750</td> <td style="text-align: right;">m²程度</td> <td>平屋建て（一部中2階）</td> </tr> <tr> <td>実験室棟</td> <td style="text-align: right;">1,250</td> <td style="text-align: right;">m²程度</td> <td>平屋建て</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td style="text-align: right;">1,750</td> <td style="text-align: right;">m²程度</td> <td>平屋建て（キャットウォークあり）</td> </tr> <tr> <td>食堂・売店</td> <td style="text-align: right;">550</td> <td style="text-align: right;">m²程度</td> <td>平屋建て</td> </tr> </table>			校舎棟	11,800	m ² 程度	地上3階建て	実習工場	750	m ² 程度	平屋建て（一部中2階）	実験室棟	1,250	m ² 程度	平屋建て	体育館	1,750	m ² 程度	平屋建て（キャットウォークあり）	食堂・売店	550	m ² 程度	平屋建て
校舎棟	11,800	m ² 程度	地上3階建て																				
実習工場	750	m ² 程度	平屋建て（一部中2階）																				
実験室棟	1,250	m ² 程度	平屋建て																				
体育館	1,750	m ² 程度	平屋建て（キャットウォークあり）																				
食堂・売店	550	m ² 程度	平屋建て																				

<p>工事内容および規模・構造</p>	<p>学生寮 1,400 m²程度 地上2階建て 図書・交流拠点施設 2,000 m²程度 地上2階建て ※学生等の利便性の向上やライフサイクルコストの削減を図るために合築を行う場合など、設計段階において、各施設の階層構造を変更する可能性がある。 屋外附帯設備新築工事：屋根付き歩廊、駐輪場、ごみ置き場等 ○外構工事 一式 ○電気設備工事 一式 ○機械設備工事 一式 ○地質調査 基礎構造決定に必要となるもので、別紙特記仕様書のとおり、下記項目を想定 ボーリング（φ116 L=20m 7カ所、φ66 L=20m 15カ所） 標準貫入試験（433回） 原位置試験（孔内水平載荷試験、現場透水試験） 室内土質試験（物理試験、力学試験） サンプルング（トリプルサンプルング） 実施に当たっては、基本設計を踏まえ、調査内容の変更は可とする。</p>
<p>設計図書等の最終提出期限</p>	<p>特記仕様書「Ⅰ業務概要（総括）5. 業務委託期限または期間」に定める業務委託期限または業務委託期間終了の日の1か月前とする。 （設計図、積算数量算出書(RIBC)・数量調書、見積書、見積比較表とも）</p>
<p>設計内容の摘要等</p>	<p>【設計内容の摘要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 技術提案書に記載された内容を踏まえて実施すること ◎ 本工事については、「滋賀県立高等専門学校施設整備基本計画」を策定しており、設計は当計画を踏まえて実施すること。 ◎ 県産木材の利用については、その積極的な活用を行うこととし、木材の利用箇所については、図書・交流拠点施設におけるラーニングコモンズなど、木材の積極利用についての広報効果や教育効果の高い箇所を中心に検討すること。 ※ ユニバーサルデザインを取り入れた人にやさしい施設とすること。 ※ 新築建物の構造形式の工法選定にあたっては、各構造方法の比較検討を行い、提案すること。 ◎ 基本設計提出時に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造（PC造を含む。）について、耐震性能、工事費、工期等の比較を行うこと。 ※ 設計委託期間内で確認申請等の申請手続きを行うこと。 その他、これ以外に省エネルギー法等必要となる許認可事務についても本業務に含むので、必要な手続きを行うこと。 ※ 設計および許可申請等に必要な敷地測量は、本委託業務に含む。 ※ 敷地に関する規制内容やインフラ整備状況について、関係機関および各施設管理者に確認、協議を行い、必要な手続きを行うこと。 ◎ 設計にあたり、工事期間中および建築物完成後に隣近へ雨水等の流出が発生しないよう、排水計画に留意すること。（滋賀県流域治水の推進に関する条例を参照のこと） ◎ 設計にあたり、掘削残土の有効活用を図るよう努めること。

※ 環境配慮の条件

(材料、製品の検討)

材料の比較・選定にあたっては、品質、価格、流通、製造状況等を考慮のうえ、滋賀県リサイクル認定製品の利用を検討するものとし、以下により取りまとめるものとする。

(1) 仕様（規格、寸法、品質等）を整理

(2) 仕様を満たす滋賀県リサイクル認定製品を抽出

(3) 滋賀県リサイクル認定製品について、滋賀県実施設計積算単価表、物価資料等を用いて通常製品との単価比較

なお、滋賀県リサイクル認定製品一覧は滋賀県ホームページの以下に掲載されているので、最新の認定製品一覧を参考とすること。
県民の方>環境・自然>廃棄物>リサイクル>滋賀県リサイクル製品認定制度

- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条に基づき小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価をし、報告すること。
- ◎ 校舎棟については、BELS認証を受けて ZEB Ready 以上を取得する（一部の諸室について、標準的な使用条件を定めることが困難であり、一時エネルギー消費量の算出対象に含むことが困難な場合は除外して達成する）。体育館、食堂・売店、図書・交流拠点施設については可能な限り ZEB Ready 以上の性能を、学生寮については、ZEH-M Oriented 以上の性能を有することを目指す（ZEB Readyもしくは ZEH-M Oriented 以上の性能を有することが可能な場合、BELS 認証を受ける）。ZEB Ready を取得できない場合にも、断熱性、気密性の確保など熱負荷の低減に配慮した施設とすること。
- ◎ 敷地周辺の住民等の安全性に十分留意の上、計画を立案すること。
- ◎ 設計内容については、事前に監督職員の承認を得ること。

【設計業務の摘要】

※ 各種手続きに要する手数料等は受注者の負担とする。

(確認申請、構造適合判定手数料の申請手数料は除く。)

◎ 設計委託期間は契約締結の日より令和8年1月31日までとする。（校舎棟については令和7年11月30日までとする。）
確認申請等の審査に必要となる期間については、令和8年4月30日を限りとして延長を認める。

※ 設計図書提出までに関係諸官庁と委託する建築物の建築に際して必要な協議を行い、その内容を設計図書に反映すること。

※ 設計に際し、環境や省エネルギー等ならびに維持管理の面も十分配慮のうえ、適切な設計を行い、対応事項は要点を文書で提出すること。さらに、「公共建築に係る環境配慮指針（設計段階での配慮）」によるチェックシートを作成すること。なお、不採用取組項目がある場合はその理由を附して提出すること。

◎ 校舎棟の設計に際し、省エネルギー化の検討を行い ZEB Ready 以上とすること。
なお、ZEB Ready 以上の施設について説明資料を作成すること。

◎ 体育館、食堂・売店、図書・交流拠点施設の設計に際し、省エネルギー化の検討を行い ZEB Ready 以上とすることを目指すこと。
なお、ZEB Ready 以上の施設について説明資料を作成すること。

- ◎ 学生寮の設計に際し、省エネルギー化の検討を行い ZEH-M Oriented 以上とすることを目指すこと。
なお、ZEH-M Oriented以上の施設について説明資料を作成すること。
- ※ CO₂排出量削減を目的とした機材仕様等の比較検討および年間CO₂排出削減量算定（機材等製造者情報を原単価とし、施設の利用状況を付加した運用段階におけるエネルギー消費量およびそれに伴うCO₂排出量を比較したもの）を行い、報告書を提出すること。
- ※ コスト縮減検討実績報告書（コスト縮減実績・個表）を提出し、事前に承認を受けること。
- ※ 設計にあたり、設計建物に対する障害物（地中埋設物等）、既存建物との取合、給排水、電気、ガス等の供給施設の調査、関係機関との打ち合わせを十分にして、その結果を記録し報告すること。（写真を含む）
- ※ 数量の積算については、公共建築数量積算基準・公共建築設備積算基準等により適切に行うこと。なお、積算は建築積算資格者が行うよう努めること。
- ※ 受託者は建築士法第24条の7に基づく「重要事項説明」を行うこと。
- ◎ 設計にあたり、当法人が別途発注する情報ネットワーク整備（無線LAN機器の整備等）との全体調整を行うこと。
- ◎ 本業務はBIM活用を指定した事業であり、詳細はBIM活用にかかる特記仕様書による。

設 備 設 計 概 要

電気設備 [滋賀県立高等専門学校新築工事 設計] (注) 該当種目は適用欄に○印をつける。

適用欄	番号	種 目	内 容
○	1	高(低)圧引込み設備	所要の高圧引込設備を設ける。
○	2	受 変 電 設 備	所要の高圧受変電設備を設ける。
○	3	発 電 設 備	所要の発電設備を設ける。
○	4	電灯・動力幹線設備	所要の電灯・動力幹線設備を設ける。
○	5	電灯コンセント設備	所要の電灯コンセント設備を設ける。
○	6	動 力 設 備	所要の動力設備を設ける。
○	7	拡 声 設 備	所要の拡声設備を設ける。
○	8	電 話 設 備	所要の電話設備を設ける。
○	9	中央監視制御設備	所要の中央監視制御設備を設ける。
○	10	電気時計設備	所要の電気時計設備を設ける。
○	11	映像・音響設備	所要の映像・音響設備を設ける。
○	12	通信信号設備	所要の通信信号設備を設ける。
○	13	情報ネットワーク設備	所要の情報ネットワーク設備を設ける。法人が別途発注する情報ネットワーク整備（無線LAN機器の整備等）との全体調整を行うこと。
○	14	テレビ共視聴設備	所要のテレビ共視聴設備を設ける。
○	15	監視カメラ装置	所要の監視カメラ装置を設ける。
○	16	防犯・入退室管理装置	所要の防犯・入退室管理装置を設ける。
○	17	自動火災報知設備	所要の自動火災報知設備を設ける。
○	18	ガス漏れ警報設備	所要のガス漏れ警報設備を設ける。
○	19	防火戸自閉設備	所要の防火戸自閉設備を設ける。
○	20	避 雷 設 備	所要の避雷設備を設ける。
○	21	再生可能エネルギーによる発電設備	所要の再生可能エネルギーによる発電設備を設ける。
○	22	油タンク設備	非常用発電機用油タンク設備を設ける。
○	23	テレビ電波受信障害対策設備	所要のテレビ電波受信障害対策設備を設ける。

設 備 設 計 概 要

機械設備 [滋賀県立高等専門学校新築工事 設計] (注) 該当種目は適用欄に○印をつける。

適用欄	番号	種 目	内 容
○	1	受 水 設 備	所要の給水引き込み、受水槽設置を行う。
○	2	給 水 設 備	所要の給水設備を設ける。
○	3	排水通気設備	所要の排水通気設備を設ける。
○	4	衛生器具設備	所要の衛生器具設備を設ける。
○	5	ガ ス 設 備	所要のガス設備を設ける。
○	6	消 火 設 備	消防と協議の上、所要の消火設備を設ける。
○	7	給 湯 設 備	所要の給湯設備を設ける。
○	8	厨 房 設 備	所要の厨房設備を設ける。
	9	し尿浄化槽設備	
○	10	換 気 設 備	所要の換気設備を設ける。
○	11	排 煙 設 備	所要の排煙設備を設ける。
○	12	暖 房 設 備	必要に応じて、所要の暖房設備を設ける。
○	13	冷 房 設 備	必要に応じて、所要の冷房設備を設ける。
○	14	空気調和設備	所要の空気調和設備を設ける。
○	15	昇降機設備	所要の昇降機設備を設ける。
	15	そ の 他	
	16		
	17		